

京丹波●食の祭典2017 出店要領

屋台グランプリ出店
一般ブース出店

京丹波●食の祭典2017主催者
事務局：京丹波町観光協会

京丹波●食の祭典2017出店要領

1 出店申込書の提出について

出店を希望される方は、平成29年8月25日（金）までに、所定の様式により京丹波町観光協会事務局あてにお申し込みください。

出店については、出店要領に基づき、書類審査の上、出店の可否を決定いたします。

審査結果については、郵送等にて直接お知らせいたしますのでご確認ください。

2 全般

(1) 食の祭典のコンセプト

京丹波●食の祭典2017は、京丹波町最大の食イベントです。京丹波町の最大の魅力である食を発信することにより、「多くの方に訪れていただくまちづくり」を進めるものですので、出品いただく商品は京丹波町食材を使用した商品としてください。

(2) 来場見込み数(目標値)

来場見込み数は16,000人です。

※1商品につき200食以上を目安に準備することをお勧めします。

(3) 出店料及び電源使用料金

食の祭典への出店料は、一般販売がテント1/2（広さ、2.7m×奥行き3.6m）幅の出店につき2,000円、グランプリ出場者はテント1/2の幅とし、出店料をいただきません。

出店料は出店者会議の際に集金します。集金後の出店料の返却は原則いたしません。

電源を使用される場合は、一律3,000円の使用料が別途必要です。

(4) 出店者事前説明会の開催について

出店者事前説明会を次のとおり開催しますので必ずご出席ください。欠席された場合には、出店をキャンセルされたものとして取り扱いますのでご注意ください。

事前説明会 と き 平成29年9月中旬ごろ

ところ 京丹波町中央公民館3階会議室

※詳細については、合否決定通知書と一緒に同封させていただきます。

3 衛生管理について

- ①食品衛生法の許可等を必要とする商品の販売については、法の基準を遵守してください。
- ②飲食の商品にあつては、現場で加熱調理のみ行うものとし、現場での加熱以外の調理は行わないでください。
- ③加工品にあつては、製造許可を受けている加工所において加工したものを販売してください。なお、商品には食品表示を行ってください。
- ④出店に際しましては、商品の鮮度管理、取扱者の手洗いなどの徹底など、衛生面に十分配慮してください。また、各店舗において、手袋の着用、消毒液の設置を行ってください。
- ⑤会場は、芝生広場になっておりますので、調理をされる足元には、ブルーシートやコンパネを敷くなど、ほこり等が発生しないようにできる限り対処を行ってください。特にフライヤーなど油を使用される店舗にあつては、油が落ちることによって芝生が傷みますので足元の養生をお願いします。
- ⑥模擬店（会場で調理を行う店舗）については、当日、直接調理に関わる人の検便検査を義務付けますので、結果報告書を提出してください。（平成29年4月30日（土）以降に受検されたものであればその結果報告書写しでも可能です。
- ⑦調理の過程で出た残飯、汁等については、すべて持ち帰りをお願いします。

4 食品アレルギーへの対応について

・食品アレルギーをお持ちのお客様がお越しになる可能性があります。
食品アレルギーのお問い合わせに関し曖昧な返答を避けていただくとともに疑わしい場合は、販売を控えるなど十分にご注意いただく可能性がございます。

※ 主要7品目のアレルギー食材使用表示は必ず行なうこと。

5 模擬店(当日会場で調理を行う店舗)調理従事者の検便検査について

検便検査の内容は次のとおりです。

- (1) 検便を受けていただく方（対象者）
京丹波食の祭典 2017で模擬店を開設する店舗で調理を行う者
- (2) 検便検査の内容
最低限、赤痢菌・サルモネラ菌検査を行ってください。O157検査は任意とします。
- (3) 検便の方法
最寄の病院で行っていただくか、「南丹食品衛生協会事務局」で受検してください。
【南丹食品衛生協会事務局で受検する場合】
 - ① 南丹食品衛生協会受検される場合は事前に電話をかけることをお勧めします。 電話番号：0771-63-1519
住所：京都府南丹市園部町美園町4-16-55
 - ② 衛生協会に直接行っていただき、そこで容器等を受け取り検査を受けてくだ

さい。検査結果が出るのに1週間程度かかりますので、お早めに受検してください。9月13日頃まで。

③ 受検できる曜日は、月・火・水です。

④ 赤痢菌・サルモネラ菌検査の手数料は1,400円です。

(4) 検便結果報告

検便結果報告（衛生協会等が発行する報告書。写し可）を食の祭典事務局に提出してください。9月20日（水）厳守。

(5) その他

以前に受検された検便結果（平成29年4月30日（木）以降に受検されたもの）を有しておられる場合は、その結果報告写しの提出で結構です。

検便手数料は各出店者でご負担ください。

5 火気の取り扱いについて

- ① 出店者の調理にあつては、ガス、電気のいずれかを使用してください。※炭の使用にあつては、別途協議。
- ② 電源については主催者側で用意します。出店者での発電機の使用は一切認めません。
- ③ 火気を扱う出店者（電源を使用する店舗も含む）においては、出店店舗内に消火器(ABC対応型で10型以上の物)を携行してください。
- ④ ガスコンロを覆う場合やコンロを机の上に置く場合の机の処置は、耐火性の物で行ってください。
- ⑤ 火気の周囲を耐火性のもので覆ってください。平成28年度事業においてテントの横幕を燃やす事故が発生しましたので、特に留意してください。
- ⑥ プロパンガスを使用する場合は転倒防止策を講じてください。※例)紐でテントの支柱に固定するなど
- ⑦ 当日午前9時から、消防署立会いのもと出店ブース設営状況の検査を行います。検査の時点で設営ができていない場合もしくは、要領に基づかない設営が見受けられた場合には出店を認めませんのでご留意ください。

6 電源の使用方法について

主催者が用意する電源は、事前に申請があつた調理に関する機器の容量分のみを設営していますので、事前に申請があつた機器以外の使用は一切認めません。当日の朝に設営の検査を実施いたします。電源の事前申請に沿わない設営は出店を認めません。

コンセントを各出店ブースまで引き込みますが、延長が必要な場合は、各自、延長コードを持参し、使用機器ごとにコードを使ってください。

巻き取り型の延長コードを使用される場合は、発火防止のためコードをすべて伸ばしてください。

また、当日は、使用される電源の設営状況を確認してから主電源を入れますので、電源を使用される店舗にあつては、7時30分をめどに電源設備の設営を済ませてください。

※主催者では延長コードは準備いたしません。

- ※二股コンセント等の使用も一切認めません。
- ※2口以内での申請、容量は2600w以内とします。

7 出店者の出店準備について

物品等搬入について

① 車の会場搬入

自然公園会場となるこどもの広場への車の搬入が可能です。搬入の際は十分安全面に配慮を行ってください。

また、会場内の芝生を傷めないように徐行等配慮をお願いいたします。

② 準備可能日

前日夕方及び当日の朝からの準備が可能です。

前日21日(土)は、午後4時30分から午後6時00分までの間、会場を開放します。前日準備の場合、安全面を確保できないためプロパンガスの設置はできませんので当日に設置してください。ガス機器類の設置は可能です。

当日22日(日)は、午前6時00分から車の乗り入れによる物品搬入が可能です。ただし、午前7時40分には搬入車を会場から出してください。

10時00分の開会には開店できるようにご準備をお願いいたします。

7時40分以降、会場内への車による荷物の搬入は一切できませんのでご留意ください。

③ 注意事項

自然公園宿泊棟駐車場は、来賓等関係駐車場とするため利用できません。

8 当日の出店について

当日は、午前10時00分に開店できるようご協力をお願いします。また、食の祭典は、午後3時00分に終了します。

9 当日の撤収作業について

ブースの片付けは出来る限り3時00分以降をお願いいたします。終了以前に撤収される場合は、事前に事務局までその旨をご連絡ください。

撤収にあたり車の乗り入れを行う場合は、一般来場者の方々の安全を確保するため、午後3時20分以降をお願いいたします。(厳守)

10 主催者からの貸し出し備品について

原則、テント1/2張、机2脚、イス3脚、電源をお貸しします。テント借用数を増やした場合は、1/2張を単位とした出店料を徴収します。なお、屋台グランプリ出場者は1/2張の大きさ固定です。

出店者表札(A3サイズ、プリンターで出力したものをラミネート加工)を用意します。商品名、価格等のPOPやのぼり旗等については、出店者においてご準備ください。

今回、店舗上部に設置する看板（2m70cm×60cmの光沢紙）を有料（材料実費見合い分）で別途、注文を受け付けます。料金は1枚当たり3,600円（カラー出力）です。この看板は、商品名、店舗名等をわかりやすく表示するために行うものです。デザインは、各店舗が作成してください。手書き等での入稿はできません。専用のエクセル文書等で作成した上で、紙に印刷したものとエクセルデータを丹波自然運動公園あて10月4日（水）までにご提出ください。なお、看板は事前にお渡しすることも可能ですので、自然運動公園と直接お打ち合わせをお願いいたします。看板の設置は各ブースで行ってください。支柱や針金が必要です。**この場合、テントの梁から上部に設置してください。**

11 水道について

調理に使用する水道水については、公園こどもの広場内にある既存の手洗い場を利用いただくか、屋台グランプリ投票テント裏手に設置する、仮設の水道をご利用ください。

水道については、手洗い及び飲食調理用の水ですので、器や鍋などの調理器具を洗うなどの行為は禁止します。

12 出店者用駐車場について

駐車場につきましては、旧宿泊所横の駐車場をご利用ください。1店舗につき1台です。

13 保健所提出書類等の作成に係る届出書の提出について(依頼)

保健所、消防署への手続き等を行うため、電源使用報告書及びブース内配置図の提出をお願いいたします。

出店申込書と合わせてご提出ください。出店申し込み締切日以降の変更は一切認めません。※本件、保健所届出、消防署へ手続きを行うために必要です。

14 そのほか注意事項

- ① 祭典は、原則、雨天決行ですが、悪天候の場合などはやむを得ず中止とする場合があります。直前での中止を判断する場合がありますので、ご理解をお願いいたします。
- ② 当日の呼び込みにあっては、拡声器や音響設備の使用は控えてください。また、お客様の安全確保等を図るため、通路を使った販売を禁止します。テント内で販売を行ってください。
- ③ 主催者において、出店者の備品の管理は一切いたしません。特に、前日準備をされ盗難等が発生した場合、主催者においては、一切の責任を負いませんのでご理解のほどよろしくをお願いいたします。
- ④ 各店舗で発生したごみは、出店者の責任でお持ち帰りいただくようご協力をお願いいたします。分別ごみコーナーを設置しますが分別ゴミコーナーは来場者用として使用します。

- ⑤ 雨天となった場合、店舗内の足元がぬかるむ場合があります。マットやコンパネを敷くなど各店舗において対応を講じていただきますようよろしくお願いいたします。
- ⑥ 当日、食の祭典会場内での飲酒用の酒類の販売は禁止とします。ただし、お土産用としての酒類の販売は可能です。お土産用の酒類の販売をされる場合は、未成年の飲酒や飲酒運転等がないよう十分な注意喚起をお願いいたします。
- ⑦ 食の祭典において、出演者等に対して昼食券を発行いたします。各店舗において、事務局が発行する昼食券の使用があった場合は、取り扱いをしていただきますようよろしくお願いいたします。なお、精算については、午後2時をめぐりに事務局が各店舗を巡回し行いますので、券を無くさないようお願いいたします。券は、100円単位で5枚綴りです。おつりは出ないものとして取り扱ってください。
- ⑧ 売店等の設置、運営、警備及び撤去等（テントの設営、撤去を除く）に要する一切の経費は、出店者が負担することとします。
- ⑨ 当日は、傷害保険に加入し、怪我等に対し保険の範囲内での対応を行いますが、それ以外の部分については、原因者が負担することとします。
- ⑩ 食の祭典当日は、趣旨を十分理解した上で出店してください。その他出店に係ることについては、事務局の指示により対処してください。
- ⑪ 食の祭典当日は、総務テントに関係スタッフが待機しますので、何かございましたらお声掛けください。